

期 末 日 まで チェックリスト

資産に埋もれた含み損を洗い出す

顧問先		決算期	
資本金・従業員数		着地見込み（税引前利益）	

1. 棚卸資産の評価損（認められる事実／認められない事実）

認められる事実	認められない事実	確認	回復しないことを裏づける記録
季節商品の売れ残りで、今後通常の価額で販売できないことが既往の実績等に照らし明らかなこと（9-1-4）	単なる物価変動による時価の低下（9-1-6）		
著しく異なる新製品の発売により、今後通常の方法により販売できないようになったこと（9-1-4）	過剰生産による時価の低下（9-1-6）		
破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法で販売できないこと（9-1-5）	建値の変更等による時価の低下（9-1-6）		

2. 貸倒損失の3類型と、固定資産の除却

類型	要件	根拠	確認	担当	確認日	備考
法律上の貸倒れ	更生計画認可・再生計画認可・特別清算の協定認可の決定等による切捨額（損金経理は不要）	9-6-1				
法律上の貸倒れ	債務超過が相当期間続き弁済を受けられない場合の、書面による債務免除額	9-6-1				
事実上の貸倒れ	資産状況・支払能力等からみて全額が回収できないことが明らかになった場合に損金経理（一部だけの貸倒れは不可。担保物は処分後、保証債務は履行後）	9-6-2				
形式上の貸倒れ	売掛債権のみ（貸付金等は含まない）。取引停止時以後1年以上経過等の場合に、備忘価額を控除した残額を損金経理	9-6-3				
形式上の貸倒れ	取引の停止が、継続的な取引先の資産状況等の悪化によるものか（たまたま取引した債務者への売掛債権には適用がない）	9-6-3				
有姿除却	使用を廃止し、今後事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産か（解撤・破碎等をしていなくてもよい）	7-7-2				
有姿除却	帳簿価額から処分見込価額を控除した額を除却損にしているか	7-7-2				
有姿除却	「使用を廃止した事実」を証明できる記録を期末までに集めたか	7-7-2				

9-1-4の陳腐化は「その価額が今後回復しないと認められる状態」が前提です。値下げ販売の実績や滞留期間のわかる在庫データなど、回復しないことを裏づける記録を期末までにそろえます。有姿除却は記録がないと税務調査で真っ先に論点になります。実態を伴わない決算対策が否認される典型は、支給日在籍要件があるのに決算賞与を未払計上する／未検収・未使用の消耗品を損金にする／単なる時価下落で評価損を計上する／一部しか回収不能でない債権を貸倒損失にする／使用を廃止した事実の記録がないまま有姿除却する／短期前払費用を当期だけ適用する、の6つです。